

# 平塚養護老人ホーム

## 契約入所 利用契約書

### ◆◇目次◇◆

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約期間)
- 第 3 条 (支援及びサービス)
- 第 4 条 (利用料等)
- 第 5 条 (契約の解除)
- 第 6 条 (緊急時の対応)
- 第 7 条 (身元保証人)
- 第 8 条 (賠償責任)
- 第 9 条 (個人情報の保護)
- 第 10条 (苦情処理)
- 第 11条 (協議事項)

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人伸生会 平塚  
養護老人ホーム（以下、「施設」という。）を契約入所するに当たり、下記のとおり契約（以下「本  
契約」という。）を締結します。

#### 第1条（契約の目的）

施設は、契約利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対して施設の  
利用及び各種支援（サービス）を提供し、契約利用者は施設に対して、それらに係る利用料等  
を支払います。

#### 第2条（契約期間）

この契約期間は、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までとします。

- 2 契約満了の14日前までに、契約利用者から施設へ申し出がない限り、本契約は期間満了日の  
翌日から1年間、自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約は第5条に基づく「契約の解除」が行われない限り、これを継続します。

#### 第3条（支援及びサービス）

施設は、契約利用者の安否を定期的に確認することを原則とし、契約利用者が目標を達成す  
るための支援やサービスを、契約利用者の求めに応じて提供することができます。ただし、支  
援やサービスの内容は、施設で提供可能なものに限られます。

#### 第4条（利用料等）

利用料の額については、別表（または重要事項説明書に定める料金表）に基づき、契約利用  
者に通知します。契約利用者は、通知された月毎の金額を確認のうえ、施設へ支払います。支  
払い方法は現金払いのほか、指定口座への振り込みとします。

- 2 月の途中に入退所する場合は、日割り計算とします。
- 3 契約利用者が、上記利用料を2か月以上滞納した場合、施設が契約利用者に対して滞納額を催  
告したにもかかわらず、1週間以内に支払いがない時は、施設は全部または一部の支援とサー  
ビスの提供を停止することができます。
- 4 契約利用者が利用料の支払いが困難と判断された場合については、身元引受人となる方へ利  
用料を請求させていただきます。

#### 第5条（契約の解除）

契約利用者が本契約を解除する場合、契約終了を希望する日の14日前までに施設に申し入れ  
するものとします。

- 2 契約利用者が14日以上居室を不在とする場合、本契約を解除することができます。
- 3 契約利用者が契約解除の申し入れを施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者  
の退居の事実を確認した翌日から起算し、3日目を持って本契約は解除されたものとします。
- 4 その他、契約利用者が集団生活の秩序を乱して他の入所者に迷惑をかけた場合等、本契約を  
継続しがたい背信行為等があった場合で、施設長が必要と判断したときは、本契約を解除でき

ます。

#### 第6条（緊急時の対応）

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に管理体制がとれるよう配慮します。

#### 第7条（身元保証人）

契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、入所（居）時に身元保証人を1名立てるものとします。

- 2 身元保証人は、契約利用者の緊急事態等に対応できる方（施設近隣市区町村在住の方等）を立てるものとします。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合はこの限りではありません。

#### 第8条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

#### 第9条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないように努めます。

#### 第10条（苦情処理）

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

#### 第11条（協議事項）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議して解決します。

以上の通り、施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。なお、自署の場合、押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

(法人) 住所： 〒254-0061  
神奈川県平塚市御殿2-17-42  
氏名： 社会福祉法人 伸生会  
理事長 大畑直裕 ⑩

(施設) 住所： 〒254-0061  
神奈川県平塚市御殿2-17-42  
氏名： 平塚養護老人ホーム  
施設長 益井正純 ⑩

契約者 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

身元保証人 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

生活福祉課担当者 住所：  
部署名/担当者氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

※生活福祉課より依頼のあった場合は、料金体制を生活保護者対象とするため、担当者の署名を依頼する。

契約入所 重要事項説明書  
(平塚養護老人ホーム)

当施設が契約利用者へ各種支援・サービスを提供するに際し、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 伸生会
法人所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿 2-17-42
電話番号	0463-73-7700
代表者名	理事長 大 畑 直 裕
設立年月日	昭和 28 年 7 月 7 日

2. 利用施設

事業の種類	契約入所
事業の目的	契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
施設の名称	平塚養護老人ホーム
施設の所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿 2-17-42
電話番号 F A X 番号	(電 話) 0463-31-6979 (F A X) 0463-33-4416
施設長(管理者)氏名	施設長 益 井 正 純
開設年月日	昭和 44 年 8 月
利用定員	60 名 (うち、契約入所の定員は 20%までの 12 名までとする)

3. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	3,010.84 m <sup>2</sup>	
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 5階建
	延床面積	2,412.55 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
居室	60室	13.4～14.25 m <sup>2</sup>	専用（短期委入所専用床は含まず）
トイレ	34室	1.03～1.43 m <sup>2</sup>	専用又は共用居室環境により異なる
食堂	1室	159.6 m <sup>2</sup>	共用
デイルーム	3室	12.54～28.5 m <sup>2</sup>	共用（2～4階）
静養室（医務室）	1室	18.3 m <sup>2</sup>	共用
ワーカー室	3室	14.23～14.25 m <sup>2</sup>	共用

4. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
施設長	1	1			
医師	1				嘱託医（木曜日）
生活相談員	1		1		
看護職員	3	1	2		
支援員	20	5	10	1	4
栄養士	1		1		
調理員	5		5		
事務員	1	1			

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長 生活相談員 介護支援専門員 栄養士 事務員	8時30分～17時30分	年間117休
支援員	8時30分～17時30分（日勤） 6時00分～15時00分（早番） 12時30分～21時30分（遅番） 16時30分～翌9時30分（夜勤）	年間117休

看護職員	8時00分～17時00分（早番） 8時30分～17時30分（日勤）	年間117休
調理員	8時30分～17時30分（日勤） 6時00分～15時00分（早番） 10時30分～19時30分（遅番）	年間117休
医師	週1回（木曜日）14時00分から施設内で診察	—

## 6. サービスの概要

種 類	内 容
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士が献立を作成し契約利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</li> <li>・食事は契約利用者の摂取状況に合わせた食事形態のものを提供します。</li> <li>・朝食は7時30分、昼食は12時00分、夕食は18時00分からとなります。</li> </ul>
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の自立を促すため、契約利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行うとともに、状況に応じて適切な介助を行います。</li> </ul>
入浴の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴または清拭を週2回行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員による健康相談や管理に努めます。</li> <li>・緊急時には主治医あるいは関係医療機関へ連絡し適切な対応に努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約利用者や家族等からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限りの援助を行うように努めます。</li> </ul>
理美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月（第1・2火曜日）理美容の機会を設けております。ご希望の方はお申し出ください（料金は施設職員が代行払いを行います）。</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙を参照ください。</li> <li>・別途「利用料金」を参照ください。</li> </ul>

## 7. 苦情等の受付・申立先

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	生活相談員 浅 倉 翼 主任支援員 吉 岡 弘 美
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
電話・FAX	電話：0463-31-6979 / FAX：0463-33-4416

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名 称	所在地	電 話	FAX	備考
平塚市高齢福祉課	平塚市浅間町 9-1	0463-21-9621	0463-21-9742	直通
平塚市生活福祉課		0463-21-9849	0463-23-5858	
県高齢福祉課福祉施設グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	045-210-8874	内線 4851

8. 緊急時の対応

- (1) 契約利用者の容体が急変した場合、速やかに主治医または協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。また、命の危険性が判断された場合は、救急搬送させていただくこともあります。
- (2) 契約利用者への施設サービスの提供により事故が発生した場合、契約者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 協力医療機関

名 称	所在地	電 話	診療科
医療法人虹のかけはし 昭和クリニック	平塚市中原 1 丁目 20-11 さくらビル 2 階	0463-30-6330	内科

10. 災害時発生への対応

災害発生時の対応	別途定める「社会福祉法人伸生会消防計画」にのっとり対応します。			
近隣との協力関係	非常時には平塚市消防署の協力のもと対応します。			
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人伸生会消防計画」にのっとり、年 3 回以上の避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	全館	防火扉・シャッター	有
	避難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	有
	ガス漏れ報知機	有	非常用電源	有



11. 施設ご利用の際に留意いただく事項

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類、履き物、寝具、日常生活必需品、寝具、内服薬・湿布等</li> <li>・その他ご自身で必要と思われるものや施設が許可したもの</li> </ul>
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者は必ず職員へ届け出ください。</li> <li>・面会は9時00分～19時00分の時間内をお願いします。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出、外泊される場合は、事前に行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。</li> </ul>
病院受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医の指示で指定の医療機関を受診する際は職員が付き添い送迎しますが、個人的に受診される場合は、職員の付き添いはできません。</li> </ul>
居室・設備等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の居室や設備等は、利用方法にしたがってご使用ください。これに反した利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙は決められた時間と場所以外ではお断りいたします。</li> <li>・飲酒は、契約入所者の心身の状況に応じて判断させていただきます。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等、他の入所者の迷惑となる行為はおやめください。</li> <li>・むやみに他の居室等へ立ち入らないようにしてください。</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動はできません。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内への動物、植物の持ち込みおよび飼育はお断りします。</li> </ul>

契約入所にかかるサービス提供の開始に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

平塚養護老人ホーム

説明者職名 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、平塚養護老人ホームへの契約入所及びサービス提供開始に同意します。

契約入所者 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

身元引受人 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

生活福祉課担当者 住 所： \_\_\_\_\_

部署名/担当者氏名： \_\_\_\_\_ (印)

※生活福祉課より依頼のあった場合は、料金体制を生活保護者対象とするため、担当者の署名を依頼する。

# 契約入所料金表

※該当する料金表に✓印入れる

措置費相当額（養護老人ホーム利用者と同じサービスを利用することができます）

月額 204,680 円（居室料・食事代やおむつ代などの経費も含んでいます）

※一月を満たない場合は日割り計算とさせていただきます（月日数 30 日の場合は月額 6,823 円）

備考欄

生活保護対象者（生活保護課より依頼を受けた方々が対象となります）

月額 120,000 円

料金支払いについての備考（変更するにあたっては、明確備考欄に記載をする）

備考欄

※おむつ代に関しては、別途生活保護課へご請求させていただきます。

基本利用金額・介護サービス利用金額

月額 6,000 円（居室利用料・食事代含む）

※月額×利用日数＝利用金額となるため、支援サービスの必要性ない方については、1ヶ月（30日）の場合は、180,000円（6,000円×30日）

支援サービス費（提供を受けた回数で請求させていただきます）

排泄介助費（おむつ代含む） 200 円/回

入浴支援費 500 円/回

月の支払い例として ※月日数 30 日

月額 6,000 円×30 日＝180,000 円

支援サービス費

排泄介助費用 200 円×120 回（1 日 4 回交換）＝24,000 円

入浴支援費 500 円× 8 回（週 2 回入浴）＝ 4,000 円

合計金額 208,000 円

※支援サービスについては、希望や必要頻度によって金額は異なります。

居室について

居室は、契約利用者の専用居室としての準備ではないため、契約期間内であっても他の利用者の状況によっては、居室を移動していただくこともあります。